



△際的運用  
 二行ラハ底心者之  
 一把握元下  
 太去免ノ把握  
 ハ會談ノ際  
 二讓ルニ下取  
 二譲ルニ下取  
 二譲ルニ下取  
 二譲ルニ下取

3075

マテテ 理論上ハ右説明ニ甘満足シタル上ニテ  
 交渉ニ入ル後取ナル其ノ内容ニ至リテハ既ニ  
 戻ル 往復セル河ヲステ明ナルヲ以テ茲今同米則  
 (四) 東部ニ於テ撤兵及罷兵ニ對シテ  
 指摘セル諸点ハミガ難問トナリテ他ノ上ニ付テハ  
 米側ハ納得レオモト認メタル如何  
 (二) 同シテ  
 二 総理ノ四原則ニ對スル賛同ノ主義上 (in principle)  
 (成セルニ區キス昂別トシテハ) 撤兵ナルモ(ヤセ右四原則ノ際)  
 賛同ニ付テ 無条件ノ賛同ニ付テ此其  
 口内閣 閣議 議決ニ付テ

(日本標準規格 B6)

0 1455

120

158

378  
 (分類)

3075

電 信 案	暗 平路	電送第 38385 號 昭和十六年十月四日 午後 7時30分發	主管
	件 名	宛 在米 野村大使	主任
外 務 省	第 六 三 七 號	記 録 件 名	發 豊田大臣
	(館長符子)		

電  
信  
課  
長  
印  
電  
保  
主任  
昭和十六年十月四日 起草

(日本標準規格 B6)

0 1454

119

157

381

大臣  
次官  
東亞局長

3075  
(總 21274)

昭和十六年十月四日 華府發 (暗機)  
十月五日 前後 本省著

極秘 館長符號

野村大使

曲豆田外務大臣 老健昭馬

サカキナナ

は親任以來日夜は努力を辛勞 拝察ニ  
餘リアリ 誠ニ感激致ス所ナル事思フ  
如ク参ラス 決念ノ至リナリ 昨日ハ今右皇ノ

館長符號電信

0 1457 122

160

380

3075

電信課長

電 信 案

外 務 省

国内 華府ニ  
ニ 宣 告 方 案 解 決  
本 省 方 案 確 定 後 解 決 案 考 察 中

(日本標準規格B6)

0 1456 121

159

難ヨ如何ナル程ニ打破シ得ルヤ否ヤヲ知ラ  
 サルモ南進スル場合数年ノ後ニハ或ハ有  
 利ナル地上止メ得ヘキ算アルヘシ  
 然レ共支那ノア中更ニ戦線拡大ノ不  
 利ヲ敬テ及シ、太平洋上英米ト戦  
 ツ決意アルヲ要シ此ノ戦ハ相当長期ト  
 覚悟セザル一カニサルヲ以テニ結局ニ決シ得サル

館長特設電信

0 1459

124

162

際杜撰ナル果見ヲ申上ケシカエ子夜恒常  
 ノ際眞実子ノ念ヨリ出テタル実状ヲ  
 更ニ考ルニ日本カ其ノ共策(國ニ於テ自給  
 自活スルニハ)餘程果敢ナル経済生活ノ建  
 シヲ要トシ、而モ實際容易ナラザル難  
 歎ト想像ス、我北進スル場合其ノ困

館長特設電信

0 1458

123

161



4424

to concrete problems in the Pacific Area.  
 It has not been the purpose...

館長符號電信

0 1527

166

430

4426

大臣  
外官

(總 30700)

電信課長



昭和十七年

十月四日

午前

華府

發

(機)

極秘 館長符號

田 外務大臣

野村大使

第九〇〇號

(米東電字八九〇號) (英文) 万五頁六行目乃至七行目(西電字) 件)

貴電字万五三三號 田

To clarify the interpretation of certain  
 principles and the practical application thereof

館長符號電信

0 1526

165



失ハ激減シ英國ニ對スル進攻ハ英國空軍ノ充實ト海上武力ノ爲メ愈々危険トナリ英國國民ノ精神ハ克ク長期ノ戰ニ堪エ得ルモノトナシ又獨逸ノ東方戰果ハ獨逸ノ宣傳ノ如ク上々吉ニアラサルハ「バルカン」諸國ノ躊躇スル態度ヲ見テモ之ヲ裏書スルモノアリ加フルニ占領地域ハ益々不安トナリ伊國ハ益々戰意ヲ失ヒ只獨逸ノ壓迫干涉ニ依リ單獨講和ヲヨクセサル程度ノモノト認メ戰爭長引クニ伴ヒ封鎖效果ハ正ニ前大戰ト同シカルヘシトナシ戰爭見透ニ付テハ極メテ有利ナル觀測ヲ爲シツツアルカ如ク認メラル此ノ際獨「ソ」單獨講和トナリ其ノ結果獨逸カ東部ノ兵力ヲ英國及其他ノ部分ニ充分ニ轉向スルニ至ラハ英國ノ危機ハ増加スルヲ以テ或ハ米國モ多少心配スルニ至ルヘク又米國ハ愈々大西洋ニ深入リスルニ於テ其ノ艦艇ヲ失フコト

外務省

(日本標準規格 B5)

0 1464 128

170

日米交渉ハ遂ニ「デッドロック」トナレル感アルモ之ヲ打開シ得ルノ機會ハ必スシモナキニアラサルヘシ先方ノ覺書ニモ尙其ノ余地ヲ殘シアリ、當國ニ於テ大統領ノ外交政策ハ漸次國民ノ壓倒的支持ヲ受ケツツアル様見受ケラレ國內ノ戰時産業動員ハ最近着々進捗ヲ見ルニ至リ一般ニ歐洲戰爭ニ對シ樂觀的ナリ即チ「ソ」聯力意外ニ克ク戰フニ満足シアルモ單獨講和ノ危険ヲ恐レ英米ノ熱意アル援助ヲ以テ講和ヲ防キアハヨクバ冬期ヲ持テ越シ來春モ戰ヒ得ルモノト判斷シ一方大西洋戰ハ有利ニ展開シ潛水艦ノ損失モ多ク從テ船舶ノ損

豊田大臣宛野村大使發電報寫

(十月四日 本省着)

外務省

(日本標準規格 B5)

0 1463

127

169



差控フルニ於テハ米國ハ戰ハスシテ對日戰爭ノ目的ヲ達成シ得ルモ  
 ノナリ而シテ世界政局ニ大ナル變化アル場合及日本カ政策ヲ轉向ス  
 ル場合ノ外其ノ對日外交方針ハ不變ナリト思考ス、然シ三懸案中二  
 件ハ既ニ大概解決セラレ「ハル」ハ通商自由主義ヲ堅持シ「プロ  
 ツク」經濟ヲ以テ戰爭ノ原因トナシ此ノ變英帝國ニ對シテモ此ノ主  
 義ヲ貫徹セントシツツアリ「殘ル」ハ駐兵ノ問題ナルカ之ハ貴電御來  
 示ノ支那ノ實情及混沌タル將來如何「ヲ」察スルトキハ若干年全部  
 ノ撤兵ハ到底不可能ナルヘキカト思ハル  
 誠ニ重大ナル問題ナルカ要スルニ此ノ點日米了解ノ根本ナリト認メ  
 ラルルヲ以テ更ニ御檢討相成様致度シ  
 尙、(二字不明)ト懇談セルカ彼亦大統領モ國務長官モ共ニ誠實

外務省

(日本標準規格B5)

0 1466 130

172

アルヘク茲ニ始メテ戰爭ノ危險ヲ見、斯クシテ太平洋ニ於テ若干繼  
 和トナルコトナキニアラサルヘシ(此ノ論法ヲ以テスレハ戰勢有利  
 ナルトキ一段效果ヲ認ムルコトトナル)日本ヨリ見レハ「ソ」獨ノ  
 單獨講和ト米國カ安心シテ大西洋ニ深入リスルコトカ我日米關係ヲ  
 有利ナラシムルモノト判斷ス  
 近衛「メツセージ」ハ緊迫セル空氣ヲ一時多少緩和セシメ米國ノ一  
 角ニ存スル「先ツ以テ日本ト戰フヘシ」ト云フカ如キノボセ氣分ヲ  
 消滅スルニ至リ目下小康ヲ保チツツアルト同時ニ又米國ヲシテ愈々  
 大西洋ニ深入リセシムルノ效果ヲ擧ケタリト雖モ在リトテ米國ハ寸  
 毫モ對日經濟壓迫ヲ緩メス其ノ概定政策ニ向ツテ進ミツツアルコト  
 ハ最モ注意スヘキ點ニシテ今ノ儘ニ對日經濟戰ヲ行ヒ武力戰ノミヲ

外務省

(日本標準規格B5)

0 1465 129

171

外機 3127

一、二日附米覺見書接到セル處 貴方ニモ本國政府ヨリ  
 通報アリタルコト存ス 右ニ関シ貴大使御意  
 見ヲ承知シ得ハ幸ナリト述ヘタルニ同大使ハ華府  
 ヨリハ「ジュノ」ヲ送付セラルニ止マルヲ以テ意見ノ申  
 シ上ケ様ナキ次第ナリト述ヘタルヲ以テ「ジュノ」ハ申  
 ヲ書キ上ケタルモノナルヲ以テ寧ノ口貴  
 大使御意見ヲ立テラルル

IMT 571

490

174

390

3075

日米了解ヲ欲シ駐兵問題ノミカ残レル問題ナリト申シ居リタリ  
 事極メテ重大ト認メ敢テ申見ヲ申進ヌル次第ナリ(了)

外務省

CI 本標準規格 B5

0 1467 131

173

REEL No. A-0289

アジア歴史資料センター

3127

3075

日米了解ヲ欲シ駐兵問題ノミカ殘レル問題ナリト申シ居リタリ  
事極メテ重大ト認メ敢テ卑見ヲ申進スル次第ナリ(了)

十月七日豊田大臣發野村大使宛電報

第六四三号

七日在京米大使、来訪ヲ求メ、會談セルガ其ノ要旨  
左ノ通り貴大使限リノ参考迄

一、二日附米覺書接到セル處貴方ニモ本國政府ヨリ	通報アリタルコトト存ス右ニ関シ貴大使御意	見ヲ承知シ得ハ幸ナリト述ヘタルニ同大使ハ華府	ヨリハ「シエント」ヲ送付越セルニ止マルヲ以テ意見ノ申	シ上ケ様ナキ次第ナリト述ヘタルヲ以テ「シエント」ハ東	ヲ書キ上ケタルモノナルヲ以テ寧ノ口貴	大使御意見ヲ立テララル
-------------------------	----------------------	------------------------	----------------------------	----------------------------	--------------------	-------------

IMT 573

490

174

0 1467 131

173

便宜ナル次第ニ非スヤ況ニ吾人ハ均ク外交ノ衝  
 ニアルモトシテハ非ス人向トシテ共同目的ノ實現ノ爲  
 ニ邁進シテフアリ此ノ見地ヨリ貴大使ノ御意  
 見如何ト訊ニ且右コレジュノ外ニ三箇ノ説明  
 乃至見解ハ本国政府ヨリ電報アリヤト同ヒタル  
 ニ單ニコレジュハフ電報越セルノコナリ全文ヲ見  
 サレハトシテフ觀取スルヲ得ス仍而大使自身  
 ノ研究ノ爲「フルニキス」トテ「或」レ得レハ如都合ナリ右  
 覚書要領ニ関スル意見ヲ強イテ述フレハ米政府  
 ハ必要ナル豫備的條件ニ付豫メ同意ヲ取付ケントシテ

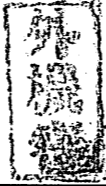
事ノナリト述ヘタル依リ本大臣ハ卒直ニ申上ケテ御承知  
 ノ如キ我方努力ニ照セハ今次申入レハ必スシモ満足ナレ  
 トハ認め難シ右ハ本協定成立ニ對スル米政府ノ真意  
 ヲ疑フモノニ非スル也帝國内外ノ事情ニ照ラレテ申ス  
 次第ナリト謂ヒルニ米大使ハ「タ首肯シ去ル五日モ日  
 本ニ多年ノ在野セン余ノ親レク目撃シテ「ワ」ル日本  
 ノ事情ヲ「フルニキス」十四頁ニテ「五」ル意見具  
 申ヲ爲シ貴方ノ「ワ」カ力ノ程ニ付テハ先々ニ  
 申「送」リト述「夫」レ以上ニ立テ「ワ」サリキ、  
 追テ「テ」キテ上  
 ハ送付シ大使ノ見解ヲ非公式ニ徴スル心組ナリ

(五)

世乃大使ノ關係事項ナルハ故ニ御報申上ル次第ニ  
 テ野村大使ニ訓電セルハ華府ニ在テ本覚書カ午交  
 セリ該覚書中ニ本件言及セラルモ依ルモシテ他  
 意アルニ非スト述ハタルニ同大使ハ本大臣ノ説明ニ納得  
 シ且右通報ニ謝意ヲ表ス、次テ本大臣ハ何等  
 抗議カモシキ報者ニ全ク非ス貴大使ト向ノ終始  
 渝ヲキル友好關係ニ基キ一應御尋ネシ及キカ第ナ  
 ル方抑モ總理ノ「フライング」ト「エー」ナルモノハ「フライング」  
 エート「グレイ」ハ「パティ」ニ在ケル「フライング」ノ所産ナ  
 ル處ニ「總理」ニ諮ルヲ十月二日ノ覚書如キ

(四)

二、二日覚書ニ依リ近衛總理ハ喜拜大日貴大使トモ  
 談テ於テ四原則ニ「fully」ニ「satisfactorily」セルヲナリ居ルモ總  
 理ノ手元ニ「見」記録ニ依リ「五」ニ「同意」ト曰言ヲ示  
 セルニ止マ下述タルニ野村大使ハ事ノ重要ナルニ認メ居テ  
 二時ニ報告セリト申シ居テ事カ重大ナルコト此ノ事ヲ  
 明カニセテ欲スル次第ヲ我方記録ハ右如ク重要トノ  
 賛同ヲ表明シ居テ次第ヲ以テ米例覚書研究ヲ為因  
 係方面ニ配布セル本覚書高ハ事實ニ符合スル様  
 fully 「Principle」ト改メ且右次第ニ基キ本件  
 係米例ノ申入方ニ件「既」在米大使ニ訓電セリ居ル



3127

( 7 )

ハタシト述ブ	柯大使ノ <i>draft</i> 事件ノ先例モアリト云フ此ノ際ハ差控	ル惧アルヘキニ付(先方ハ此ノ時御九ナリ九月四日ノ野	ルモ只今之ヲ行フカ如キハ徒ニ事態ヲ混乱セシム	アラハ今後必要ニ應ジシカ是ト行フヤ知レサ	類ノ取扱方ニヨリテ何等米側ニ誤解ヲ生シ居ルコト	タリト記憶スト言ヒ掛ケタルヲ以テ出先ニ於ケル書	始メ野村大使モ無條件ニテ四原則ヲ受諾セシ	三、 <i>fully</i> 問題ニ関スル言及ノ初メニ於テ米大使ハ	<i>Subscribed</i>
--------	-------------------------------------	---------------------------	------------------------	----------------------	-------------------------	-------------------------	----------------------	------------------------------------	-------------------

IMT 578

496

180

REEL No. A-0289

3127

( 六 )

公文ヲ曰ニクオトトスルコトハ如何ナルモノニヤト輕ク米	大使ノ意見ヲ敲キタルニ同大使ハ御趣旨ノ存スルト	コトハ充分ニ解シ得、國務者ニ於ケル書類類整	理上ノ何等カノ行違ヒニ基クニアラスヤトモ一存ノ	思付キ乍ラ感セシニ尚仰セノ如ク總理ハ <i>in</i> principle	同意ノ旨ヲ述ヘラレタルコトヲ今ハ想起スト	確言スルニ至レリ
----------------------------	-------------------------	-----------------------	-------------------------	--	----------------------	----------

IMT 578

496

179

565

1011

181

大臣 外官

3075

(總57213)

電信課長

昭和十七年十月七

日 前後 本 省 著 (暗) (機)

極秘 館長符號

本多大使

外務大臣

邦外芽ニ

今日附貴事拝讀 今因ノコイシメントレハシカ

ク無雜作ニ片付ケ去ラルヘキ性候ノモノニ此スト

思スルモ其ノ内帰京親シクは懇談申上

0 1659 319

182

( 外 )

3127

會談終リニ先立テ佛印ニ於テハ日本軍隊ハ支那人ノ捕縛ヲ行ヒ又稅関ヲ予ニ入レ込イテハ佛印全キノ完全ナル巨贓ヲ行ハレントスルニ非スヤトテ米政庁ハ佛印ニ於ケル事態ノ推移ニ重大ナル関心ヲ有シアリト述ヘタリ

EXT. 578

181

391

大臣  
野村  
大至急

3075

(分類)

電 信 案	フ乞フ 申ス迄モナク 冒頭電 及ニ何レモ異モ	往電ヲ六三七号ニ関シ (未ダモ回電ニ接セサルカ)	直テニ申入レラレ 米側 眞意ヲ探ルノ上 成果 大至急 回電	電送第 38499 號	主管
				昭和十六年十月七日 時 20分 發	主任
外 務 省				件 名	宛
				大至急 第六四一號	在米 野村大使
				記録件名	發
				(館長存)	曲田大臣

電信課長  
主任  
發電係

昭和十六年十月七日 起草

(日本標準規格Bの)

0 1468 132

184

516

3075

ケルノ様 合意 有也 (ケルノ様 合意 有也)
合一を承り オクスト、ス (了)

局長符號電信

0 1660 320

183



393



3075

大臣  
官  
次

(分類)

電 信 案	一、二日附米荒書接到セル処貴方ニモ本國政府 要旨左ノ通り貴方大使限リノ事ヲ通知スル	電送第 38626-7-8 號	主管 栗原 洋三
		昭和十六年十月七日午後八時十分發	主任 發電係
外 務 省	七日在京米大使來訪ヲホメ會談セルカ其ノ 要旨左ノ通り貴方大使限リノ事ヲ通知スル	件名 在米 野村 大使	發 豊田 大臣
		第六四三號 (籠長存号)	記録件名

昭和十六年十月七日 起草

(日本標準規格 B5)

0 1470 134

186

392

3075

電 信 案	送付有誤電ノ未收ハ何レノ事ナリ 緊要事項ニシテ之ヲ一初ニ速カニ明白ニサシ置ク コトヲ速ニ通知スルニ要ス 此レハ 于此ラズハ二日米荒書ノ審議ヲ進ムルコト困難ナリ 為今申添フ ナルハ貴方ノ事ナリ	電送第 38626-7-8 號	主管 栗原 洋三
		昭和十六年十月七日午後八時十分發	主任 發電係
外 務 省	七日在京米大使來訪ヲホメ會談セルカ其ノ 要旨左ノ通り貴方大使限リノ事ヲ通知スル	件名 在米 野村 大使	發 豊田 大臣
		第六四三號 (籠長存号)	記録件名

昭和十六年十月七日 起草

(日本標準規格 B5)

0 1469 133

185

395

3

3075

電 信 業

要る豫備的條件に付務々同意ヲ取付セントシテ

覺書要領ニ関スル意見ヲ強イテ示フレハ米政府ハ必

身ノ研究ヲフルテキストヲ頂戴シ得ルハ好都合ナリ右

文ヲ見サレトシテ觀取スルヲ得ス 仍即大使自

ニヤト由ヒタルニ單ニレジュトヲ電報越タルニナリ全

ニ國ニ説明乃至見解ハ本国政府ヨリ電報アリ

ヨリ貴大使ノ意見如何ト訊シ且右レジュトノ外之

ニ非スヤ况ニヤ吾人ハ均シク外交ノ衝ニ當ルモトシテハ非ス

人同トシテ共同目的實現ノ為ニ邁進シテアリ此見地

(日本標準規格B5)

0 1472

136

188

394

2

3075

電 信 業

ヨリ通報アリタルト存ス 右ニ関シ貴大使ノ御意見

ヲ承知シ得ハ幸ナリト示ハタルニ同大使ハ華府ヨリハ

レジュトヲ送付越タルニ止マルヲ以テ意見ノ申上ケ候ナキ次

第ナリト由ヒタルヲ以テレジュトハ要點ヲ書上ケタルニナル

ヲ以テ寧ろ口貴大使御意見ヲ立テスルニ便宜ニ為リ

ニ非スヤ况ニヤ吾人ハ均シク外交ノ衝ニ當ルモトシテハ非ス

人同トシテ共同目的實現ノ為ニ邁進シテアリ此見地

(日本標準規格B5)

0 1471

135

187

397

5

3075

電 信 案

外 務 省

右ノ如ク主務上ノ格同ヲ表明シテ次  
 事が重大ナルコソ此ノ點ヲ明カニセント欲スル  
 申シタルヨリ  
 極メテ正確ニ報告  
 大使ハ事ノ重要ナルニ鑑ミ極メテ正確ニ報告  
 手元ニアル會見記録ニ依リト主義上同意ヲ示セルニ止マル  
 於テ四原則ニ依リフルニ  
 非分式ニ做スル心組ナリ  
 近衛總理ハ三月六日貴大使ト會談ニ  
 於テ四原則ニ依リフルニ  
 於テ四原則ニ依リフルニ  
 於テ四原則ニ依リフルニ

(日本標準規格B6)

0 1474

138

190

396

4

3075

電 信 案

外 務 省

アルモノト認ムト述ハラルニ依リ本大臣ハ率直ニ申上ケシニ  
 御承知ノ如キ我方努力ニ照ヒハ今次申入ハ必スレモ満  
 足ナルモノト認メ難シ右ハ本協定成立ニ對スル米政府ノ  
 眞意ヲ疑フモ止ルサルモ帝国内外ノ事情ニ照シ斯ク  
 申ス次第ナリト云ハルニ米大使ハ一々首肯シ去ル五日日本  
 ニ多年専任在勤セル余ノ親ク目撃シテアル日本ノ近情ヲフルスカ  
 十回ニ亙ル意見具申ヲ為シ貴方ノ高努力ノ程ニ付テハ充分ニ申送

(日本標準規格B6)

0 1473

137

189

399

△電類救の理  
上ノ何カノ  
州選ニ基  
ニアラスヤ  
一應、東  
キモウ感  
セラル尚

3075

電 信 案

大使、仰趣存存スルトモ只充分ニ了解仰ヤル如ク總理

ルニトハ如何ナルモノニヤト輕ク米大使ノ意見ヲ

總理ニ諮ルニトナク十月二日 覚書ノ如キ公文書ニシテオトス

ト、アイトー、ハートニ於ケル一ノフライウエ

ヤテ第一カノ抑々總理ノフライウエト、メカゴナルモノフライウエ

貴大使トハ、始終流子ル友奴國第ニ基キ、海軍ニ

ク表ス、次テ本大臣ハ何等抗議カマシキ趣旨ハ、今非ス

一ト、アイトー、ハートニ於ケル一ノフライウエ

總理ニ諮ルニトナク十月二日 覚書ノ如キ公文書ニシテオトス

ルニトハ如何ナルモノニヤト輕ク米大使ノ意見ヲ

總理ニ諮ルニトナク十月二日 覚書ノ如キ公文書ニシテオトス

ト、アイトー、ハートニ於ケル一ノフライウエ

ヤテ第一カノ抑々總理ノフライウエト、メカゴナルモノフライウエ

貴大使トハ、始終流子ル友奴國第ニ基キ、海軍ニ

ク表ス、次テ本大臣ハ何等抗議カマシキ趣旨ハ、今非ス

(日本標準規格B5)

0.1476

140

192

398

6

3075

電 信 案

第ニ野丹大使ニ訓電セルハ、華丹ニ於テ本覚書ヲ手交セラル

該覚書中ニ本件言及シタルニ、<sup>（ヨル）</sup>ニシテ也意アハ北スト、<sup>（直）</sup>ハ

スニ同大使ハ本大臣ノ説明ニ納得シ、右通報ニ同意

且右通報ニ本件修訂方ニ付既ニ在米大使ニ訓

電セリ右ハ貴大使ノ關係事項ニカ故ニ海報中ニ之次

第ニ野丹大使ニ訓電セルハ、華丹ニ於テ本覚書ヲ手交セラル

該覚書中ニ本件言及シタルニ、<sup>（ヨル）</sup>ニシテ也意アハ北スト、<sup>（直）</sup>ハ

スニ同大使ハ本大臣ノ説明ニ納得シ、右通報ニ同意

且右通報ニ本件修訂方ニ付既ニ在米大使ニ訓

電セリ右ハ貴大使ノ關係事項ニカ故ニ海報中ニ之次

第ニ野丹大使ニ訓電セルハ、華丹ニ於テ本覚書ヲ手交セラル

該覚書中ニ本件言及シタルニ、<sup>（ヨル）</sup>ニシテ也意アハ北スト、<sup>（直）</sup>ハ

スニ同大使ハ本大臣ノ説明ニ納得シ、右通報ニ同意

且右通報ニ本件修訂方ニ付既ニ在米大使ニ訓

電セリ右ハ貴大使ノ關係事項ニカ故ニ海報中ニ之次

(日本標準規格B5)

0.1475

139

191

401

9

3075

電 信 案

外 務 省

ル占據ヲ行ハシトスルニ非スマテ米政府ハ佛印ニ米ノ事  
 總ノ附後ノ重大ナル圍ハ有レアリトモナリ

會談ノ終リニ先立テ佛印ニ於テハ日本軍隊ハ支那ハ捕  
 縛ヲ行ヒ又税関ヲ手ニ入レ延キハ佛印全土ノ完全ナ  
 ル占據ヲ行ハシトスルニ非スマテ米政府ハ佛印ニ米ノ事

カルキヲ徒ニ事態ヲ混乱セシムル懼ルハキニシキ(先方ハ  
 此時海兵ナリ九月四日鄧丹大使ノdraft事件ノ先例モ  
 アリト云フ)此ノ際ハ差控ヘカシト申ゴ

(日本標準規格B6)

0 1478

142

194

400

8

3075

電 信 案

外 務 省

ハin principle (5)等ノ事ヲ起スルニトテ起起スト確言  
 スルニ至リ

三 Fully authorized 田中閣下言及ノ初メニ於テ米大使ハ  
 姓メ鄧丹大使ニ無條件ニ 四草案ヲ妥諾セシムル  
 限應スト云ヒ掛ケスルヲ以テ出先ニ於ケル書類ノ取扱方ニ  
 ヲリテ何等ノ米例ニ誤解ヲ生シ居ルニトアラハ今後必  
 要ニ意シ之レガ是正ヲ行フヤ知レサルモ只今ノ之ヲ行フ

(日本標準規格B6)

0 1477

141

193

402 A

402

電信寫

極秘

外機密

3075

3075

十月六日 西園寺公望 野村浩太郎 野村胡堂 野村浩太郎 野村胡堂 野村浩太郎

... (faded vertical text) ...

0 1480 144

0 1479 143

195

外機密

3075

0 1481

電信寫

3075

0 1482

同電アリタシ

(一) 米側ハ掛引ノ都合上ナランカ十月二日覺書中ニ於テ宛モ我方  
 カ米側四原則ヲ無條件ニテ受諾シ居ルカノ如キ記述ヲ爲シ居  
 ルモ右ノ如キコトナシ。例ヘハ九月六日總理ノ見解ノ如キモ  
 主義上異議ヲ申立ツヘキ筋合ニハ非サルニ依リ主義上ハ資成  
 ナルモ其ノ實際上ノ運用ニ付テハ具體の場合ニ付一定ノ留保  
 アルヘク右ハ首腦部會見ニヨリ解決スヘキモノナリトノ趣旨  
 ヲ述ヘラレタル次第ナリ

145

(二) 支那及佛印ヨリノ撤兵ニ關スル日本國意圖ノ明確ナル表示ハ  
 左ノ如ク趣旨ニ於テハ帝國政府ニ於テ考慮ノ餘地アリ  
 「支那ヨリハ日支和平成立後 年以内ニ全面的撤兵ヲナス  
 ヘシ

但東亞ニ於ケル平和ノ確保及支那ノ秩序維持ニ必要アル場  
 合ニハ日支兩國ノ合意ニヨリ特定ノ地域ヲ限り且必要ノ期  
 間ノミ右撤兵ノ期間ヲ延長ス  
 佛印ヨリハ右地域ニ於ケル共同防衛ヲ必要トスル事態ノ消  
 滅ト共ニ速ニ撤兵ス但右撤兵ノ時期ハ短クトモ支那專横ヲ  
 結ノ時タリトス

146

(三) 自衛權ニ關シテハ米側ノ提案アル筈ナル處未ダニ接到セサル

196

外機密

3075

0 1483

電信寫

404

3075

404A

0 1484

ニ付右管促アリ度我方此上ノ説明ハ先方提案ヲ俟ツテ之ヲ爲  
ス

又地理的の近接ニ依ル緊密關係ニ關スル主張ハ之ニ依リ根本原  
則ヲ制約セントスルモノニ非ス只世界各地ニ於テ現ニ行ハレ  
ツツアル本原則カ日支間ニモ適用セラルルコトハ日本ノ經濟  
的生存上絕對必要ナル所以ヲ明カニシタルモノナリ

國際通商ニ於ケル無差別ノ原則ヲ南西太平洋ニ限リタルハ支  
那ニ於ケル右原則ニ付九月四日本大臣提案中ニ別ニ言及セル  
ヲ以テ改メテ支那ニハ言及スルコトナク只米カ南西太平洋地  
域所在ノ資源ニ我方同様關心ヲ持テル事實ニ照ラン右心持テ  
ヲ察シ之ヲ明確ナラシメムトセルニ過キス要スルニ右地域ト

支那トヲ含メ「全太平洋地域」ト解シ差支ナキ當方意嚮ナリ  
内我方カ佛印近接地域、「タイ」、蘇聯ニ言及セルハ佛印「タ  
イ」ニ付テハ中立化問題又蘇聯ニ付テハ我方意圖ニ付裝ニ米  
ヨリ問合セノ次第アリタルニ依ルモノニシテ之亦誠意ヲ以テ  
凡有説明ヲ盡サムトスル趣旨ニ出ツルモノナリ之ヲ以テ我方  
保障ニ對スル制限ト認ムルカ如キハ我方ノ意圖ヲ全ク誤解乃  
至曲解スルモノナリ從テ總テカ自衛權ノ解釋ニヨリ「ガヴァ  
ー」セラルルトセハ之等「クオリフィケーション」削除ニ異  
議ナシ

147

148

197